

## かわしんダイレクトweb利用規定

### 第1条「かわしんダイレクトweb」の取引

#### 1. 「かわしんダイレクトweb」とは

「かわしんダイレクトweb」（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応情報端末機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込み等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引及び内容を取り扱わない場合があります。また、お客さまに事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

#### 2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に普通預金（総合口座を含みます）を開設している個人（個人事業主、任意団体を除く）お客さまであり、かつ、以下の各号のいずれにも該当しないお客さまを、本サービスの利用資格者とします。

- (1) 「日本国内在住でかつ当金庫が犯罪による収益の移転防止に関する法律による本人特定事項の確認をした個人」にあたらない方。
- (2) 外国為替及び外国貿易法に定める非居住者（以下「非居住者」といいます）。
- (3) 成年後見制度が開始されている本人。ただしお客さまの実際の状況によりお申込みをお受けできない場合があります。
- (4) 未成年の方。

なお、お客さまは、お客さまの安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性及び本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

#### 3. 契約の成立

本サービスは当金庫が定める本利用規定に従うことに同意のうえ、申込みいただきます。

本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

#### 4. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りです。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

#### 5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

#### 6. 手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）及び消費税をいただく場合があります。

この場合、当金庫は、利用手数料及び消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわ

らず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに、お客さまが利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。

なお、当金庫は、利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座は、普通預金口座（総合口座を含みます）に限るものとします。

(2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料及び消費税をお支払いいただきます。

なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

## 第2条 本人確認

### 1. 本人確認の手段

お客さまが本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客さまの次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客さまの本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとなります。

お客さま本人の認証は、契約者ID（利用者番号）及び以下に定める各種パスワードにより行います。

(1) 利用登録用パスワード

(2) ログインパスワード

(3) 確認用パスワード

### 2. 利用登録用パスワードの届出

利用登録用パスワードは、お客さまが指定するものとし、お客さまから当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

### 3. お客様カードの送付

当金庫は、契約者ID（利用者番号）及び確認用パスワードを記載したお客様カードを、お客さまの届出住所に送付するものとします。

### 4. ログインパスワードの登録・変更

(1) お客さまは、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを登録します。

なお、ログインパスワード登録時における本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

① お客さまが指定した利用登録用パスワード、お客様カードに記載された契約者ID（利用者番号）及び確認用パスワードを端末からお客さま自身が入力します。

② 当金庫は、お客さまが入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

(2) ログインパスワードの変更も上記の方法により、行うものとします。

### 5. 本人確認手続き

(1) お客さまの取引時の本人確認方法及び依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。

① 番号等を端末の画面上でお客さま自身が入力します。

② 当金庫は、お客さまが入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。

ア. お客さまの有効な意思による申込みであること。

イ. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

#### 6. お客様カードの取り扱い

- (1) お客様カードは、お客さまご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、お客さまはすみやかにお客様カードを返却するものとします。
- (2) お客さまがお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客さまご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。  
この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。  
当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害について第14条に定める場合を除き、責任を負いません。  
なお、お客様カードの再発行の依頼は、当金庫所定の書面により行うものとします。（確認用パスワードは変更となります）
- (3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。なお、この場合、当金庫所定の書面により正式に届け出てください。

#### 7. 番号等の管理

- (1) 番号等は、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- (2) 番号等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。
- (3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続きをとってください。
- ① ログインパスワード相違に伴う再開手続きは、第2条第4項と同じ操作により、ログインパスワードを変更してください。
  - ② 確認用パスワード相違による再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

### 第3条 取引の依頼

#### 1. サービス利用口座の届出

- (1) お客さまは、本サービスで利用する当金庫に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。  
当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。  
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類及び本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、普通預金口座（総合口座を含みます）に限るものとします。
- (2) サービス利用口座の変更及び削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。
- (3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客さま本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

#### 2. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了した後、お客さまが取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

### 3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、お客さまはその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。

## 第4条 ご利用限度額

1回あたり、及び1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客さまが設定した金額とします。なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

## 第5条 資金移動取引

### 1. 取引の内容

(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客さまからの端末による依頼に基づき、お客さまの指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客さまの指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客さまの指定する金額を引落としのうえ、お客さまの指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

なお、振込の受け付けにあたっては、当金庫所定の振込手数料及び消費税をいただきます。

(2) 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」とし、支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。

(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料及び消費税の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(4) 支払指定口座からの資金の引落としは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳及び払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。

① 振込・振替時に、振込金額と振込手数料及び消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。

② 支払指定口座が解約済のとき。

③ お客さまから支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。

④ 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。

⑤ 入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。

⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

## 2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客さまが指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

## 3. 依頼内容の変更・組戻し

(1) 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続により取り扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻手続により取り扱います。

① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座に係る届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻手続により取り扱います。

① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座に係る届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。

現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(3) 前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、原則訂正または組戻しはできません。

この場合には、お客さまと受取人との間で協議してください。

(4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いました場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

(6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻手続を行った場合、振込手数料及び消費税は返還しません。

(7) 組戻手続を行った場合は、当金庫所定の組戻手数料及び消費税をお支払いいただきます。

## 第6条 照会サービス

### 1. 取引の内容

お客さまの指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報及び当金庫が定める各種取引の内容を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

## 2. 照会後の取消し、変更

お客さまからの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 第7条 通知サービス

### 1. 取引の内容

お客さまがサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客さまの指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

### 2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器及び回線障害、インターネットの特性等の事由により、取り扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客さまは、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。

なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 第8条 税金・各種料金払込みサービス

### 1. 取引の内容

- (1) 税金・各種料金払込みサービス（以下「料金払込みサービス」といいます）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます）に対する各種料金の照会及び支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。
- (2) 料金払込みサービス1回あたり、及び1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条における振込と同様の取り扱いとします。
- (4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。
- (5) 当金庫は、お客さまに対し払込みに係る領収書を発行いたしません。
- (6) 収納機関の請求内容及び収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。
- (7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても取り扱いができない場合があります。

### 2. 利用の停止・取消し等

- (1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。
- (2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。
- (3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

## 第9条 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 第10条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

## 第11条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

## 第12条 免責事項等

### 1. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

### 2. 通信経路における安全対策

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性及び本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

### 3. 端末の障害

本サービスに使用する端末及び通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 4. 送付上の事故

当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

## 第13条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

### 1. 補償の要件

お客さまの番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客さまは当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客さまが本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること。

(3) お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

## 2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客さまに重大な過失、または過失がある等の場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

## 3. 適用の制限

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、お客さまの番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

## 4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
  - ① お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
  - ② お客さまが、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。

## 第14条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客さまに対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

## 第15条 反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意

お客さまは、次の第1項の各号のいずれかに該当し、もしくは、第2項の各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項にもとづく表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合にはこのサービスが停止されても異議を申しません。

なお、この停止によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1. お客さまは現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号に掲げる事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり該当しないことを確約いたします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。

## 第16条 解約等

### 1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。

なお、お客さまからの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

### 2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

### 3. サービスの強制解約

お客さまに次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに事前に通知することなく本契約を解約もしくは全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (2) 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料の支払いが遅延したとき。
- (3) お客さまが当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客さまに対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (4) 当金庫との代表口座またはサービス利用口座の預金取引規定に違反したとき。
- (5) お客様カードが郵便不着等で返戻されたとき。
- (6) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客さまの所在が不明となったとき。
- (7) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあったとき、お客さまの財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき。
- (8) 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (9) 相続の開始があったとき。
- (10) 各種暗証番号及び電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。
- (11) 「第16条反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意」に反したとき。
- (12) 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき。
- (13) お客さまが非居住者となるとき。
- (14) お客さまにつき成年後見制度が開始されたときまたは後見開始相当と認められるとき。
- (15) 第3項第7号および第8号の他、お客さまの信用状態に重大な変化が生じたときと当金庫が判断したとき。

- (16) 申込書等または本利用規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明したとき。
- (17) 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当金庫が判断したとき、及び犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断したとき。

#### 4. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客さまの番号等は、すべて無効となります。

#### 5. お客さまによる取引の中止

お客さまは、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下「I B取引中止」といいます）することができます。

I B取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。なお、I B取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

- (1) I B取引中止後は、お客さまは本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
- (2) 本サービスを再開する場合は、お客さまは当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行ってください。
- (3) I B取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

#### 6. サービスの一時停止

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による本人確認が適切に行えないと当金庫が認めるとき、または犯罪による収益の移転防止に関する法律における取引時確認が必要と当金庫が判断したとき。
- (2) 当金庫がご契約の契約者ID(利用者番号)・お客さまの番号等が不正使用されている、または不正な取引で使用されていると判断したとき。

### 第17条 通知等の連絡先

当金庫は、お客さまに対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客さまの連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 第18条 規定等の適用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、振込規定等により取り扱います。

### 第19条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

## 第20条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客さままたは当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

## 第21条 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第22条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくお客さまの権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

## 第23条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上